

# 第6章

## 障害者の健康福祉

障害のある人もない人も、その個性を互いに尊重し合い、安心して暮らしていくことができる共生社会の実現を目指し、平成18年度には「障害者自立支援法」、平成25年度には「障害者総合支援法」が施行され、現在も様々な制度改正が行われています。

明石市においては、「誰もが地域で安心していきいきと暮らせる支えあいによる共生のまちづくりの実現」を基本理念とし、障害者施策を総合的に推進するための基本方針として「明石市障害者計画」を、また障害福祉サービスにかかる給付やその他支援施策の方向性及び目標を定めた「明石市障害福祉計画」をそれぞれ策定し、各種の障害福祉施策を推進しています。

## 1 障害者福祉推進事業

障害者に対する福祉サービス、保健・医療・教育及び市民啓発等の各事業を総合的に協議し、障害者の住みよいまちづくりを推進するために、行政と市民が一体となって事業の推進を図っています。

### (1) 明石市地域自立支援協議会

障害者施策の推進を図るため、市民及び行政の代表による協議会を設けています。

### (2) 障害者就労・生活支援事業

平成 21 年 10 月から事業委託により「障害者就労・生活支援センター あくと」を開設し、障害のある方の就労を促進し、職業生活における自立を図るため、対象者やその家族に対する指導・助言等の支援のほか、障害者を雇用しようとする事業主の開拓などを行っています。

〔事業概要〕

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 名 称     | 障害者就労・生活支援センター あくと                            |
| ② 所 在 地   | 明石市東仲ノ町 3-25 アスピア明石東館 207                     |
| ③ 事業受託者   | 社会福祉法人明桜会                                     |
| ④ 開 所 時 間 | 月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで<br>(祝日、12/29～1/3 休) |

### (3) ふれあいの旅事業

障害者（児）及びその保護者がボランティア等と共に集い、相互の理解と親睦を深める交流活動を支援し、障害者（児）の社会参加の促進を図っています。

## 2 相談業務

### (1) 福祉事務所

障害者の総合的な窓口として相談・助言にあたるほか、関係機関への紹介などの業務を行っています。

### (2) 相談員

家庭における養育、生活、施設入所などの相談を受け、適切な指導や助言を行い、必要な場合には、関係機関に連絡、調整を図っています。

① 身体障害者相談員の相談件数

(単位：件)

年度	内容 相談員数 (人)	手帳 申請	更生 医療	補装具	施設 入所	職業	結婚	障害 年金	税の 減免	生活	医療 保険	資金 その他	計
平成 26	30	86	29	46	44	27	6	42	35	633	104	77	1,129
平成 27	28	147	68	93	51	44	11	51	53	687	129	17	1,351
平成 28	27	98	30	88	43	25	18	39	39	692	100	94	1,284
平成 29	27	135	34	107	34	27	17	49	54	873	120	70	1,520
平成 30	27	121	43	97	38	24	13	60	45	893	109	47	1,490

② 知的障害者相談員の相談件数

(単位：件)

年度	内容 相談員数 (人)	養育	生活	施設 入所	就学	就職	家族 関係	その他	計
平成 26	6	13	23	5	2	5	17	4	69
平成 27	6	9	38	18	1	0	33	2	101
平成 28	6	7	15	4	0	0	33	6	65
平成 29	6	6	14	11	0	0	19	1	51
平成 30	6	0	13	20	0	0	22	3	58

③ 精神障害者相談員の相談件数

(単位：件)

年度	内容 相談員数 (人)	家族・家庭	法律	経済	生活	福祉 サービス	社会復帰 ・参加	健康・医療	計
平成 26	12	277	9	68	232	134	158	247	1,125
平成 27	11	279	24	78	155	111	128	217	992
平成 28	13	289	22	65	187	124	163	221	1,071
平成 29	14	288	16	106	224	149	191	240	1,214
平成 30	16	312	8	66	203	210	227	230	1,256

### 3 障害者手帳の交付

(1) 身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能に障害のある人に交付します。手帳は、障害の程度により1級から6級までの区分があります。

本市における身体障害者手帳の所持者数は、平成31年3月31日現在11,475人です。内、18歳以上は11,240人、18歳未満は235人です。

① 身体障害者手帳所持者数（障害・程度別）（平成31年3月31日現在/単位：人）

障 害	等 級							合 計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
視 覚 障 害	240 5	255 2	46 1	43 0	108 0	64 2	756 10	
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	52 0	162 15	112 2	216 0	8 0	426 11	976 28	
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害	12 0	8 1	81 1	53 0	-	-	154 2	
肢 体 不 自 由	971 71	1,186 32	1,070 12	1,890 11	615 3	336 2	6,068 131	
心 臓 機 能 障 害	1,393 32	19 1	313 7	190 3	-	-	1,915 43	
呼 吸 器 機 能 障 害	23 6	6 0	88 2	30 1	-	-	147 9	
腎 臓 機 能 障 害	614 1	9 0	110 0	8 0	-	-	741 1	
ぼ う こ う ・ 直 腸 機 能 障 害	4 1	3 0	24 1	395 1	-	-	426 3	
小 腸 機 能 障 害	4 0	1 0	2 0	8 0	-	-	15 0	
免 疫 機 能 障 害	4 0	10 0	11 0	4 0	-	-	29 0	
肝 臓 機 能 障 害	10 8	1 0	0 0	2 0	-	-	13 8	
計	3,327 124	1,660 51	1,857 26	2,839 16	731 3	826 15	11,240 235	

\*上段は18歳以上、下段は18歳未満の数です。

② 新規交付状況（障害・程度別）（平成30年度）

障 害	等 級							合 計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
視 覚 障 害	5	23	2	5	10	1	46	
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	0	2	2	33	0	49	86	
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害	0	1	16	2	-	-	19	
肢 体 不 自 由	64	61	24	28	39	15	231	
心 臓 機 能 障 害	153	0	2	2	-	-	157	
呼 吸 器 機 能 障 害	6	0	34	5	-	-	45	
腎 臓 機 能 障 害	32	1	44	4	-	-	81	
ぼ う こ う ・ 直 腸 機 能 障 害	0	0	3	86	-	-	89	
小 腸 機 能 障 害	0	0	1	0	-	-	1	
免 疫 機 能 障 害	0	1	2	0	-	-	3	
肝 臓 機 能 障 害	1	3	0	1	-	-	5	
計	261	92	130	166	49	65	763	

③ 動 態 調 査（単位：人）

区 分	前年度3月末累計 A	新 規 交 付 数 a	転 入 数 b	転 出 ・ 返 還 数 c	差 引 計 A+(a+b-c)
平成26	12,026	698	132	837	12,019
平成27	12,019	679	95	831	11,962
平成28	11,962	640	104	1,044	11,662
平成29	11,662	663	129	812	11,642
平成30	11,642	763	138	1,068	11,475

(2) 療育手帳

療育手帳は、発達途上（おおむね 18 歳未満）において、何らかの原因によって脳の発達がうまくいかなかったことや、脳に障害を受けたことを原因として、知能の働きが弱く、自己の身の事柄の処理及び社会生活への適応が困難な状態にある人に、本人又は保護者の申請に基づき交付しています。

手帳は、障害の程度により、A（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の 3 段階に区別されています。

本市における療育手帳の所持者数は、平成 31 年 3 月 31 日現在 2,813 人です。内 18 歳以上は 1,808 人、18 歳未満は 1,005 人です。

① 療育手帳所持者数（程度別） （各年度 3 月 31 日現在/単位:人）

年度	程度 区分	A（重度）	B 1（中度）	B 2（軽度）	計
		平成 26	18 歳未満	176	128
	18 歳以上	698	492	309	1,499
	計	874	620	812	2,306
平成 27	18 歳未満	182	127	533	842
	18 歳以上	732	512	334	1,578
	計	914	639	867	2,420
平成 28	18 歳未満	196	125	604	925
	18 歳以上	741	529	376	1,646
	計	937	654	980	2,571
平成 29	18 歳未満	201	113	611	925
	18 歳以上	754	548	431	1,733
	計	955	661	1,042	2,658
平成 30	18 歳未満	208	132	665	1,005
	18 歳以上	763	560	485	1,808
	計	971	692	1,150	2,813

② 新規交付状況（程度別） （単位:人）

年度	程度 区分	A（重度）	B 1（中度）	B 2（軽度）	計
		平成 26	18 歳未満	10	17
	18 歳以上	0	8	15	23
	計	10	25	93	128
平成 27	18 歳未満	19	14	78	111
	18 歳以上	3	13	6	22
	計	22	27	84	133
平成 28	18 歳未満	15	12	115	142
	18 歳以上	0	6	13	19
	計	15	18	128	161
平成 29	18 歳未満	10	7	74	91
	18 歳以上	3	6	7	16
	計	13	13	81	107
平成 30	18 歳未満	14	26	115	155
	18 歳以上	2	11	11	24
	計	16	37	126	179

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に対して手帳の取得は、福祉的サービスが受けやすくなり、自立と社会参加を促進する手助けとなるため、本人の申請に基づき手帳を交付しています。

手帳は、障害の程度により、1級から3級の3段階に区分されています。

本市における精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成31年3月31日現在で、1級298人、2級1,642人、3級792人の合計2,732人です。

精神障害者保健福祉手帳所持者数 (各年度3月31日現在/単位:人)

年度 \ 等級	1 級	2 級	3 級	計
平成 26	264	1,476	416	2,156
平成 27	271	1,457	472	2,200
平成 28	271	1,488	573	2,332
平成 29	271	1,526	652	2,449
平成 30	298	1,642	792	2,732

## 4 医療費の助成

(1) 自立支援医療

障害部位の除去または障害程度を軽減し、障害者や障害児の生活能力、職業能力の向上を図るための医療費を助成しています。

① 更生医療 (18才以上) (単位:円)

年 度	件数	更生医療負担額	自己負担額	社会保険負担額	合計金額
平成 26	266	319,086,597	2,306,946	138,261,411	459,654,954
平成 27	231	329,795,805	1,960,107	98,381,990	430,137,902
平成 28	249	316,938,542	2,319,537	125,057,131	444,315,210
平成 29	200	281,127,807	1,499,985	103,792,104	386,419,896
平成 30	208	275,929,147	1,882,522	86,787,950	364,599,619

② 育成医療 (18才未満) (単位:円)

年 度	件数	育成医療負担額	自己負担額	社会保険負担額	合計金額
平成 26	42	1,392,985	263,378	17,340,597	18,996,960
平成 27	38	2,004,858	363,996	28,199,996	30,568,850
平成 28	49	2,384,097	436,392	31,271,181	34,091,670
平成 29	37	1,901,214	379,448	41,845,726	44,126,388
平成 30	45	1,982,409	608,901	31,148,805	33,740,115

(2) 重度障害者医療

重度障害者の医療費の一部(保険診療の自己負担分から一部負担金を控除した額)を助成しています。

—対象となる人—

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B1又は精神障害者保健福祉手帳

1、2級の所持者で本人、配偶者及び扶養義務者の市民税所得割額の合計額が23万5千円未満である者。ただし、身体障害者手帳3級で、視覚、聴覚、平衡、肢体、音声、言語、そしゃくなどの外部障害の者は、本人、配偶者、扶養義務者、及び同一世帯員に市民税の所得割が課せられていない者。

## 5 年金・手当等

生活上の経済的不安を軽減するため、国民年金に定める障害基礎年金のほか、次の施策を行っています。

### (1) 重度心身障害者介護手当

居宅で6か月以上ねたきりの状態等にある重度心身障害者を常時介護している人に給付します。

区分 年度	対象者	受給者数 (人)	件数 (件)	年額 (円)	合計金額 (円)
平成 26	身体障害者	17	175	100,000	1,458,331
	知的障害者	6	72		600,000
	重複障害者	8	96		800,000
	計	31	343		2,858,331
平成 27	身体障害者	10	109	100,000	908,333
	知的障害者	10	97		808,332
	重複障害者	7	77		591,666
	計	27	277		2,308,331
平成 28	身体障害者	9	92	100,000	766,666
	知的障害者	9	77		641,665
	重複障害者	6	64		533,333
	計	24	233		1,941,664
平成 29	身体障害者	7	81	100,000	675,000
	知的障害者	5	49		408,333
	重複障害者	5	51		425,000
	計	17	181		1,508,333
平成 30	身体障害者	3	59	100,000	491,666
	知的障害者	3	40		333,333
	重複障害者	1	19		158,333
	計	7	118		983,332

\* 受給者数は、各年度末の数値です。

(2) 特別障害者手当等

① 特別障害者手当

身体障害者手帳 2 級以上、  
重度の精神障害等が重複し、  
在宅で日常生活において常時  
介護を必要とする 20 歳以上  
の人に給付します。

※受給者数は、各年度末(3月31日現在)の数値です。

区分 年度	受給者 (人)	件数 (件)	最終月額 (円)	合計金額 (円)
平成 26	255	3,076	26,000	80,016,880
平成 27	248	2,949	26,620	78,192,380
平成 28	248	2,925	26,830	78,536,460
平成 29	262	2,998	26,810	80,386,100
平成 30	273	3,174	27,200	85,439,960

② 障害児福祉手当

在宅の重度障害児(身体障  
害者手帳 1 級及び 2 級の  
一部、最重度知的障害)で、日常  
生活において常時介護を要す  
る 20 歳未満の人に給付しま  
す。

※受給者数は、各年度末(3月31日現在)の数値です。

区分 年度	受給者 (人)	件数 (件)	最終月額 (円)	合計金額 (円)
平成 26	166	1,862	14,140	26,340,840
平成 27	168	1,959	14,480	28,256,500
平成 28	171	1,934	14,600	28,197,520
平成 29	175	2,006	14,580	29,254,060
平成 30	170	1,987	14,790	29,085,960

③ 経過的福祉手当

在宅の重度障害者(身体障  
害者手帳 1 級及び 2 級の  
一部、重度知的障害)で日常生活  
において常時介護を必要と  
し、障害を事由とする年金等  
を受給していない 20 歳以上の  
人で、昭和 61 年 3 月 31 日まで  
に申請した人に支給していま  
す。

※受給者数は、各年度末(3月31日現在)の数値です。

区分 年度	受給者 (人)	件数 (件)	最終月額 (円)	合計金額 (円)
平成 26	9	108	14,140	1,527,840
平成 27	8	103	14,480	1,485,320
平成 28	8	96	14,600	1,399,680
平成 29	6	91	14,580	1,327,100
平成 30	5	71	14,790	1,039,310

(3) 特別児童扶養手当

障害を有する 20 歳未満の児童を扶養している親又は養育者に給付しま  
す。(P 22 参照)

(4) 心身障害者扶養共済

身体障害者(1 級～3 級)、知的障害者  
又は精神障害者の保護者が毎月掛金を払  
い込み、保護者が死亡又は重度の障害者  
となったときは、残された障害者の生存  
中、年金を支給します。

\* 年金額は、月額 20,000 円です。

(各年 4 月 1 日/単位:人)

区分 年度	加入者数	年金支給者
平成 27	90	73
平成 28	86	74
平成 29	83	78
平成 30	77	83
平成 31	76	85



## 6 日常生活の援護

### (1) 補装具

身体的な障害を補い、あるいは残存機能を最大限に活用して、日常生活を容易にさせるための用具の費用（購入、修理等）を支給しています。

（平成 30 年度/単位：件・円）

区 分	障 害 者				障 害 児			
	件数	公 費	自 費	合計金額	件数	公 費	自 費	合計金額
義肢	23	5,652,115	193,586	5,845,701	0	0	0	0
装具	109	4,837,655	148,116	4,985,771	32	1,596,677	46,372	1,643,049
盲人安全つえ	48	242,158	11,754	253,912	1	3,735	415	4,150
補聴器	172	8,665,098	400,789	9,065,887	14	310,095	34,450	344,545
車椅子	93	5,268,425	161,283	5,429,708	29	6,611,142	191,652	6,802,794
歩行補助つえ	17	119,277	4,031	123,308	6	46,952	3,352	50,304
眼鏡・義眼	29	736,041	41,735	777,776	1	23,328	2,592	25,920
電動車椅子	35	5,870,827	21,267	5,892,094	0	0	0	0
歩行器	8	266,478	6,256	272,734	1	105,428	0	105,428
座位保持装置	9	1,893,138	0	1,893,138	32	9,120,457	448,616	9,569,073
座位保持椅子	0	0	0	0	2	122,039	7,336	129,375
起立保持具	0	0	0	0	0	0	0	0
頭部保持具	0	0	0	0	3	21,576	744	22,320
重度障害者用意思伝達装置	5	2,675,659	26,619	2,702,278	0	0	0	0
その他	9	1,905,736	0	1,905,736	81	19,151,138	605,741	19,756,879
合 計	557	38,132,607	1,015,436	39,148,043	202	37,112,567	1,341,270	38,453,837

### (2) 日常生活用具

障害者が、日常生活の動作をより円滑に行えるようにするため、必要な生活用具を給付しています。

（平成 30 年度/単位：件・円）

区 分	障 害 者				障 害 児			
	件数	公 費	自 費	合計金額	件数	公 費	自 費	合計金額
特殊寝台	11	1,671,930	14,670	1,686,600	0	0	0	0
特殊マット	6	668,970	9,410	678,380	1	17,640	1,960	19,600
特殊尿器	0	0	0	0	0	0	0	0
入浴担架	1	82,400	0	82,400	0	0	0	0
体位変換器	1	13,608	0	13,608	0	0	0	0
移動用リフト	2	318,000	0	318,000	0	0	0	0
訓練いす(障害児)	0	0	0	0	0	0	0	0
訓練用ベッド(障害児)	0	0	0	0	1	143,280	15,920	159,200
入浴補助用具	17	810,820	22,880	833,700	0	0	0	0
便 器	1	9,850	0	9,850	0	0	0	0
頭部保護帽	6	81,848	0	81,848	4	54,382	4,290	58,672
T 字状・棒状のつえ	14	42,537	1,240	43,777	0	0	0	0
移動・移乗支援用具	6	280,123	6,000	286,123	0	0	0	0
特殊便器	2	266,760	0	266,760	0	0	0	0
火災警報器	1	15,120	0	15,120	0	0	0	0
自動消火器	1	23,760	0	23,760	0	0	0	0
電磁調理器	5	71,268	0	71,268	0	0	0	0
聴覚障害者用屋内信号装置	4	274,630	1,830	276,460	0	0	0	0
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0	0	0	0	0	0	0

音声コンパス	0	0	0	0	0	0	0	0
透析液加温器	1	51,500	0	51,500	0	0	0	0
ネブライザー(吸入器)	15	419,080	29,040	448,120	4	107,100	11,900	119,000
電気式たん吸引器	32	1,606,942	74,720	1,681,662	8	411,720	39,480	451,200
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	1	72,000	0	72,000	0	0	0	0
酸素ポンベ運搬車	0	0	0	0	0	0	0	0
盲人用体温計(音声式)	4	35,100	900	36,000	0	0	0	0
盲人用体重計	5	72,120	3,000	75,120	0	0	0	0
視覚障害者用血圧計	12	139,860	2,040	141,900	0	0	0	0
携帯用会話補助装置	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信支援用具	13	1,073,208	34,660	1,107,868	0	0	0	0
点字ディスプレイ	0	0	0	0	0	0	0	0
点字器	4	34,550	950	35,500	0	0	0	0
点字タイプライター	1	63,100	0	63,100	0	0	0	0
視覚障害者用ポータブルレコーダー	21	1,677,410	63,600	1,741,010	0	0	0	0
視覚障害者用活字文書読上げ装置	0	0	0	0	0	0	0	0
音声ICタグレコーダー	4	140,070	0	140,070	0	0	0	0
視覚障害者用音声色彩判別装置	2	89,300	4,700	94,000	0	0	0	0
視覚障害者用音声拡大読書器	13	2,464,110	119,790	2,583,900	0	0	0	0
盲人用時計(解読式)	4	39,140	2,060	41,200	0	0	0	0
盲人用時計(音声式)	11	113,060	2,040	115,100	0	0	0	0
地デジ対応ラジオ	4	87,500	2,900	90,400	0	0	0	0
聴覚障害者用通信装置	6	185,524	6,320	191,844	0	0	0	0
聴覚障害者用情報受信装置	1	88,900	0	88,900	0	0	0	0
人工喉頭	13	866,130	49,610	915,740	0	0	0	0
人工内耳体外装置(スピーチプロセッサ)	0	0	0	0	0	0	0	0
ストーマ装具(尿路系)	1,096	12,059,730	544,220	12,603,950	12	139,668	0	139,668
ストーマ装具(消化器系)	4,007	33,575,578	1,706,930	35,282,508	12	95,676	10,620	106,296
紙おむつ等	522	6,202,160	21,600	6,223,760	471	5,163,366	470,730	5,634,096
収尿器	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅生活動作補助用具	4	756,000	20,000	776,000	0	0	0	0
点字図書	13	55,530	58,270	113,800	1	7,500	12,500	20,000
合計	5,887	66,599,226	2,803,380	69,402,606	514	6,140,332	567,400	6,707,732

### (3) 障害者総合支援法による障害福祉サービス

平成 25 年度より障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に新たに難病患者等の方々がありました。

障害福祉サービスは、居宅介護などの「自立支援給付」と移動支援などの「地域生活支援事業」で構成されており、個々の障害のある方の障害程度やその他の諸事情を踏まえ支給決定します。

### (4) 手話通訳者の設置

市役所開庁日に手話通訳者を設置し、窓口に来られる聴覚・言語障害者の手話通訳を行っています。

平成 29 年度より設置手話通訳者として、障害福祉課 2 名、福祉総務課で 2 名を任期付職員として採用。

## (5) 要約筆記者の派遣

(単位：人・時間・円)

聴覚・言語障害者が外出する際に、要約筆記者の派遣を行っています。(平成29年度からは、障害福祉課以外の課での行事派遣も含む実績を記載)

年 度	登録人員	活動時間	合計金額
平成 26	25	247.0	300,000
平成 27	20	199.0	332,000
平成 28	21	390.0	672,500
平成 29	22	1,171.0	2,046,170
平成 30	23	1,504.0	2,670,410

## (6) 手話通訳者の派遣

(単位：人・時間・円)

聴覚・言語障害者が外出する際に、手話通訳者の派遣を行っています。(平成29年度からは、障害福祉課以外の課での行事派遣も含む実績を記載)

年 度	登録人員	活動時間	合計金額
平成 26	38	2,134.0	2,617,200
平成 27	37	1,766.0	2,991,000
平成 28	36	1,833.0	3,222,500
平成 29	30	2,687.0	5,063,440
平成 30	30	2,624.0	4,991,560

## (7) 自動車改造費の助成

(単位：人・円)

重度の肢体障害者が、仕事や通勤のために購入する自動車のアクセル、ブレーキ、ハンドル等の改造費の助成を行っています。

年 度	助成対象者数	改造助成額
平成 26	4	313,000
平成 27	7	700,000
平成 28	12	1,190,000
平成 29	7	700,000
平成 30	4	400,000

## (8) 自動車運転免許取得費の助成

(単位：人・円)

障害者手帳を所持する者が、就労と行動範囲拡大のため、自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部を助成しています。

年 度	助成対象者数	免許取得助成額
平成 26	4	400,000
平成 27	7	700,000
平成 28	6	600,000
平成 29	6	600,000
平成 30	10	1,000,000

(9) 障害者優待乗車券等の交付

身体障害者、知的障害者又は精神障害者に対して、障害者優待乗車券等を交付しています。(次の中からいずれか一つを選択)

① 介護付バス共通優待乗車証(シール)

(単位:枚)

明石市内の神姫バス・山陽バス・たこバスに、本人及びその介護者(1名)が無料乗車できます。

<対象者> 身体障害者 第1種  
知的障害者 第1種(A判定)  
精神障害者 1級

年 度	交 付 数
平成 26	2,569
平成 27	2,598
平成 28	2,630
平成 29	2,599
平成 30	2,686

② 福祉タクシー利用券(チケット)

(単位:冊)

明石市内で指定のタクシー事業者を利用した場合に使える割引チケットを交付しています。(1枚500円の券を年48枚交付)

<対象者> 身体障害者 1・2級  
知的障害者 第1種(A判定)  
精神障害者 1級

年 度	交 付 数
平成 26	3,729
平成 27	3,766
平成 28	3,813
平成 29	3,861
平成 30	3,916

③ 単独バス共通特別乗車証(シール)

(単位:枚)

明石市内の神姫バス・山陽バス・たこバスに、本人が無料乗車できます。

<対象者> 身体障害者 第2種  
知的障害者 第2種(B1・B2判定)  
精神障害者 2・3級

年 度	交 付 数
平成 26	7,417
平成 27	7,636
平成 28	7,855
平成 29	7,878
平成 30	8,135

(10) ボランティア養成講座

(単位:人)

市内在住又は在勤でボランティアを志す人を対象に、手話奉仕員、点訳、朗読奉仕の養成講座を行っています。

年 度	手話	点訳	朗読奉仕
平成 26	36	6	7
平成 27	43	4	14
平成 28	53	10	9
平成 29	46	9	10
平成 30	39	7	6

(11) 手話通訳者・要約筆記者の養成講座

(単位:人)

明石市登録手話通訳者及び登録要約筆記者を目指す人を対象に、手話通訳者、要約筆記者の養成講座を行っています。

年 度	手話通訳者	要約筆記者
平成 30	15	4

## 7 施設等への入所等

身体障害者及び知的障害者が、必要な訓練などを受けるため、次のような施設へ入所しています。

### (1) 障害者支援施設(身体)

(平成31年3月31日現在/単位:人)

施設名	所在地	入所者数
自立生活訓練センター	神戸市	14
西はりまリハビリテーションセンター	たつの市	2
ワークホーム明友	神戸市	2
愛光園	姫路市	1
希望の家サンホーム	宝塚市	2
小野起生園	小野市	1
いこいの村・栗の木寮	京都府・綾部市	1
恵生園	朝来市	2
三愛園	姫路市	2
博由園	明石市	25
三田療護園	三田市	6
シャイン	〃	5
茨木療護園	大阪府・茨木市	1
ライフガーデン加古川	加古川市	4
リバティ神戸	神戸市	7
むさしの里	高砂市	2
カトレアの園	西宮市	1
オレンジ西宮	〃	1
ナーシングピア加西	加西市	1
兵庫中央病院	三田市	2
さざんか療護園	神戸市	3
フローラ・ほくだん	淡路市	2
光道園	福井県・鯖江市	1
のぎく療育園	多可郡	1
兵庫あおの病院	小野市	5
医療福祉センターさくら	三田市	10
千種川リハビリテーションセンター	佐用町	3
別府重度障害者支援センター	大分県・別府市	1
みどりの里	鹿児島県・日置市	1
鈴鹿病院	三重県・鈴鹿市	2
西宮すなご医療福祉センター	西宮市	1
国立神戸視力障害センター	神戸市	1
二郎苑	神戸市	1
姫路聖マリア病院	姫路市	1
計		115

## (2) 障害者支援施設（知的）

（平成31年3月31日現在）

施設名	所在地	入所者数
あゆみの里	神戸市	6
あさぎりの里	〃	2
上野丘更生寮	〃	1
神戸明生園	〃	1
ひふみ園	〃	2
よろこび荘	〃	1
とこはの家	〃	1
陽気寮	〃	1
姫路学園	姫路市	1
ゆめさきの家	〃	2
大地の家	明石市	42
ななくさ育成園	西宮市	1
芦屋翠ホーム	〃	1
若狭野荘	相生市	2
生活支援センター	加古川市	2
ハピネスさつま	〃	11
赤穂精華園成人寮	赤穂市	9
赤穂精華園授産寮	〃	3
三木精愛園	三木市	8
三田こぶしの園	三田市	5
希望の郷	加西市	3
ふるさと寮	多可町	2
ひのもと青年寮	〃	2
もちの木園	福崎町	3
協和学園	たつの市	4
栗の木荘	〃	8
アルーラ	〃	1
パレットたつの	〃	2
愛心園	上郡町	5
いちよう園	佐用町	1
播磨園	〃	3
三原ホーム	〃	2
春日育成苑	丹波市	2
丹南精明園	篠山市	1
五色精光園	洲本市	1
しそう自立の家	宍粟市	1
出石精和園（成人寮）	豊岡市	1
出石精和園（児童寮）	豊岡市	1
止揚学園	滋賀県・東近江市	1
リーブ・フルーリー	西宮市	1
蒜山慶光園	岡山県・真庭市	1
笠置寮	福岡県・飯塚市	1
南山城学園	京都府・城陽市	1
いちれつ学園	多可町	2
住倉学園	岡山県・倉敷市	1
さわらび学園（児）	神戸市	2
五色精光園（児）	洲本市	2
上野丘学園	神戸市	1
障がい者支援センターてらだ	加古川市	1
やすらぎの郷	福井県小浜市	1
中辺路白百合学園	和歌山県・田辺市	1
計		161

#### (4) 障害児（者）通園費の助成

障害児（者）通園施設等に通園する障害児（者）及びその付添者に対し、通園に係る交通費の助成を行っています。

年 度	助成費（円）	対象者数（人）
平成 26	29,583,320	565(延 933)
平成 27	32,068,520	568(延 1,107)
平成 28	31,325,370	622(延 1,057)
平成 29	31,725,370	557(延 1,102)
平成 30	33,282,180	651(延 1,165)

## 8 明石市立木の根学園

### (1) 設置目的

知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行っています。

### (2) 施設の概要

① 所在地 明石市大久保町大窪 2752

### ② 沿革

昭和 43 年 5 月 藤江母子寮内で開園、明石地区手をつなぐ親の会が運営  
昭和 46 年 4 月 市の施設となる  
昭和 49 年 4 月 厚生省認可、知的障害者通所授産施設・明石市立木の根学園として、現在地に園舎新設（定員 40 名）  
昭和 53 年 4 月 定員 45 名となる  
昭和 54 年 4 月 定員 50 名となる  
昭和 57 年 4 月 通所更生施設（定員 40 名）を新設、授産施設が定員 40 名となる  
昭和 61 年 4 月 更生施設が定員 50 名となる  
昭和 62 年 4 月 授産施設が定員 50 名となる  
平成 11 年 5 月 更生施設・授産施設の一体化運営を始める  
平成 12 年 4 月 施設名称を「ひまわり工房」「たんぼぼ工房」に変更する  
平成 23 年 4 月 障害者自立支援法による新体系の事業所に移行する  
平成 24 年 4 月 指定管理者制度の導入により「社会福祉法人 明桜会」が運営を行う  
平成 24 年 10 月 事務所棟を建設、「たんぼぼ工房」「ひまわり工房」の各定員 52 名になる  
平成 25 年 4 月 「たんぼぼ工房」「ひまわり工房」の各定員 54 名になる  
平成 26 年 4 月 「たんぼぼ工房」「ひまわり工房」の各定員 56 名になる  
平成 27 年 4 月 「たんぼぼ工房」「ひまわり工房」の各定員 58 名になる  
平成 28 年 4 月 「たんぼぼ工房」「ひまわり工房」の各定員 60 名になる  
短期入所施設を開設 定員男女各 3 名 緊急用 1 名(男女兼務)

平成 29 年 4 月 平成 24 年度から指定管理者制度の導入により「社会福祉法人 明桜会」が 5 年間運営を行っており、今後 5 年間も引き続き「社会福祉法人 明桜会」が運営を行うこととなる

③ 規 模

敷地面積 11,322 m<sup>2</sup>

建物の構造及び面積

- ・ ひまわり工房：鉄筋コンクリート造平屋建 727 m<sup>2</sup>
- ・ たんぽぽ工房：鉄筋コンクリート造平屋建 825 m<sup>2</sup>
- ・ 短期入所施設：軽量鉄骨造平屋建 294 m<sup>2</sup>
- ・ 事務所（管理）棟：軽量鉄骨造 2 階建 210 m<sup>2</sup>（延床面積 420 m<sup>2</sup>）
- ・ 保護者控室：プレハブ造平屋建 91 m<sup>2</sup>

④ 定 員

ひまわり工房 60 人（生活介護事業 50 人、就労継続支援 B 型事業 10 人）

たんぽぽ工房 60 人（生活介護事業 50 人、就労継続支援 B 型事業 10 人）

(3) 事業概要

① 指定管理者 社会福祉法人 明桜会（明石市大久保町大窪 2752-1）

② 日課（標準）

	9:00～	10:00～	12:00～	PM1:00～	2:45～	3:05～	3:35
日課	登園 更衣 朝礼 体操	作業 活動	昼食 歯磨 休憩	作業 活動	清更 掃衣	終礼	降園

③ 主な年間行事

4 月	始園式・個別懇談
5 月	ハイキング・ゆうあいスポーツ大会・健康診断
6 月	ばんたん親善運動会・障害者交流運動会・内科検診
7 月	エンパワメント活動
8 月	
9 月	研修旅行
10 月	研修旅行
11 月	歯科検診・ばんたんゆうあい文化祭
12 月	育成会クリスマス会
1 月	新年会・内科検診



2月	合同講演会
3月	木の根のつどい

④ 主な作業内容

	自主作業	下請作業	委託作業
ひまわり 工房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さをり織</li> <li>・結び織</li> <li>・マット編み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチ箱詰め</li> <li>・ハンガー再生</li> <li>・電機部品組立て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の灌水</li> <li>・清掃</li> </ul>
たんぼぼ 工房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼き菓子</li> <li>・マット編み</li> <li>・マフラー編み</li> <li>・農園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱折り</li> <li>・木箱組み</li> <li>・軽作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の灌水</li> <li>・清掃</li> </ul>

⑤ クラブ活動（年8回程度）

木の根学園生活を潤いあるものとするため、利用者の余暇活動の支援を目的に実施しています。

・文化・カラオケ・運動・創作・鉄道（見学、乗車等）・おしゃれ

⑥ ボランティアの援助

木の根学園は、多くのボランティアの援助によって支えられています。ボランティアの活動分野は、クラブボランティアなどです。